

3D 連携を基軸にした交流拡大事業における
周遊ルート造及び商品造成業務

仕 様 書

北秋田市産業部商工観光課

3D 連携を基軸にした交流拡大事業における周遊ルート造成及び商品造成業務仕様書

1. 業務名称

3D 連携を基軸にした交流拡大事業における周遊ルート造成及び商品造成業務

2. 目的

秋田県北部への訪日外国人旅行者の誘客を図るため、北秋田市、大館市、仙北市、小坂町（以下「3D 連携自治体」という。）が連携して年間 40 万人を超える外国人宿泊者が訪れている函館市から国際定期便が就航している仙台市間を意識した周遊ルートの造成及び旅行商品造成支援を行う。

また、周遊ルートを意識した連携自治体の多言語観光情報パンフレットを制作することにより効果的な誘客促進につなげる。

3. 業務内容

【周遊ルート造成・商品造成支援】

(1) 基本事項

国際定期便が就航している函館市及び仙台市をゲートウェイとし、3D 連携自治体を周遊する魅力あるルートを造成し、それを活用した商品に対する誘客促進支援を行う。

(2) 業務内容

① 周遊ルート造成のための関係機関との協議、調整

② 周遊ルート造成

周遊ルートの造成にあたり、下記の条件を加味すること。

ア ターゲット国「台湾」に対して魅力のある周遊ルートとすること。

イ 周遊ルートの造成は 4 ルート以上とし、各ルートに 3D 連携自治体それぞれ 1 泊以上とすること。

ウ 国際定期便が就航している函館市及び仙台市をゲートウェイとするものとし、全行程を 4 泊 5 日程度とすること。

③ 旅行商品造成支援

ア 本事業により造成した周遊ルートを活用したものでターゲットを「台湾」とした旅行商品の造成に対して支援を行う。

イ 誘客促進を図るための広告宣伝等

④ 業務実績の報告

ア 造成した周遊ルートについて内容、テーマ、対象者、意向、満足度など総合的な見地から具体的な検証を行うこと。

(3) 留意事項

① 内容等について 3D 連携自治体の担当者及びその他関係機関と十分な調整・協議を行うこと。

- ② 必要に応じて現地視察等を行うなど情報収集に努めること。
- ③ テーマ性、統一性を持たせるなどインバウンド誘客が見込める内容とすること。

【多言語観光情報パンフレット制作】

(1) 基本事項

3D 連携自治体及び国際定期便が就航している函館市及び仙台市など周遊ルートの造成と連動した内容を基本として周遊自治体の情報（温泉・料理・施設・お土産・観光地・イベント・アクセス等）を紹介する内容であり、誘客促進に効果的なものであること。

(2) 業務内容

① デザイン制作

- ア 企画、構成等の立案
- イ 取材活動（写真撮影含む）
- ウ 規格 「仕上り A5 サイズ 20 ページ程度 カラー4C+4C 中とじ」
- エ 翻訳 「英語、繁体字、簡体字、韓国語、日本語」

② 印刷製本

- ア 規格 「仕上り A5 サイズ 20 ページ程度 カラー4C+4C 中とじ」
- イ 用紙 「マットコート紙」又は「コート紙」
- ウ 部数 60,000 部「英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、日本語」

③ 校正

- ア 掲載内容の現地校正は受託者が行うこと
- イ 受託者は簡易校正等の方法により委託者と完成品のチェックを行うこと

④ 発送

- ア 完成品は 3D 連携自治体それぞれに必要な部数を発送すること。

(3) 著作権・使用権等

- ① 著作権は委託者に帰属するものとする。
- ② 受託者は、委託者がこの情報の利用（頒布、複製、ホームページでの掲載、二次的著作物の利用等）について独占的に使用できるよう許諾するものとし、第三者に対して複製、販売、ホームページの掲載など各形態で利用することを許諾しないものとする。
- ③ 第三者からの権利主張、異議の損害賠償等がなされた場合は、受託者の責任により解決するものとする。
- ④ 受託者は、委託者がデータの利用にあたり、その利用形態に応じてサイズ、色調の変更、加除、切除することを予め承諾するものとする。ただし、これらは改変であってデータの本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできないものとする。

(4) 守秘義務

- ① 本業務により知り得た情報は、業務の実施についてのみ利用し、他の目的に利用しないこと。本業務の履行期間満了後も同様とする。
- ② 本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 留意事項

- ① 制作に係る事項について 3D 連携自治体の担当者及びその他関係する機関と十分な調整・協議を行うこと。
- ② パンフレットに掲載する情報を委託者から得られない場合は、受託者が準備すること。
- ③ 旅行商品造成支援にあたり制作したパンフレットを効果的に活用すること。
- ④ 受託者は委託契約に基づき、常に委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- ⑤ 制作にあたり、肖像権、著作権等に配慮すること。

4. 契約期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 8 日（金）まで

5. 契約

本業務は、3D 連携自治体がそれぞれ契約を締結する。なお、契約額は総事業費を負担割合により按分した額となる。

※ 負担割合：「北秋田市 23.5%、大館市 53.3%、仙北市 19.5%、小坂町 3.7%の範囲内とする。」

6. 事業完了報告

本業務が完了したときは、速やかに以下の成果物を提出する。

- (1) 事業完了報告書
- (2) 事業実績報告書（A4 ファイルとじ文書 2 部、記録メディアによる電子データ 1 部）

※ 制作物がある場合は添付すること

7. その他

- (1) 受事者の責めに帰すべき理由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合、受託業者がその損害を賠償すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義などについて、委託者と協議のうえ決定すること。